

確定申告等相談会のご案内



令和6年分の確定申告等の申告相談会を町及び税務署において以下のとおり開催します。

申告は、適正な課税や行政サービスを受けるために必要な手続きです。申告相談に向け早めの準備をお願いします。

また、令和6年分の確定申告は読取対応スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できる **e-Tax** を是非ご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で申告書の作成ができ、計算誤りがありません。作成した申告書は、そのまま **e-Tax** で送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、国税相談専用ダイヤルや最寄りの税務署にお尋ねください。

国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901
熊本東税務署 ☎ 096-369-5566 ※自動音声案内



(確定申告書作成コーナー) (国税庁 HP チャットボット)

【町が開設する申告相談会場】 ※ **e-Tax** 等を利用しない方

まず、全戸に配布しております「令和7年度(令和6年分)町県民税・国民健康保険税の申告相談について」にて **地区割の日程** 及び必要書類等をご確認ください。

地区割で指定した地区以外の方の申告相談は、待ち時間が長くなることを見込まれます。お住まいの地区の日程にてご来場ください。

【税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉 熊本東税務署 1階事務室 (熊本市東区東町3丁目2番53号)

〈開設期間〉 2月17日から3月17日まで (土日祝日を除く)

ただし、3月2日に限り日曜日も開設します。

〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

※ 申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は会場で当日配布しますが、LINEでのオンライン事前発行も行います。なお、入場整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。



【譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ】

熊本国税局ホームページに、令和6年分の譲渡所得(土地・建物)及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシート(マイホームを売却した場合の特例、住宅取得等資金の贈与税の特例等)を掲載していますので、是非ご利用ください。

また、譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載していますので、併せてご覧ください。

※掲載場所・・・熊本国税局ホームページ ([熊本国税局](#) [検索](#))

の新着情報(譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ)をチェック

問合せ 税務住民課 ☎ 72-1128

～持ち込みごみの手数料と処理方法が変わります～



① 4月から持ち込みゴミ処理料金が変わります!

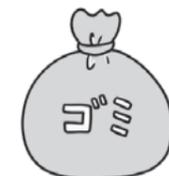
昨今の物価高騰や人件費上昇による処理費用の増加に伴い、小峰クリーンセンターへ直接持ち込む際の料金を下記のとおり改定します。



変更前	変更後 (令和7年4月1日～)
10kgあたり 100円	10kgあたり 150円

4月1日以降に持ち込むごみから適用します。

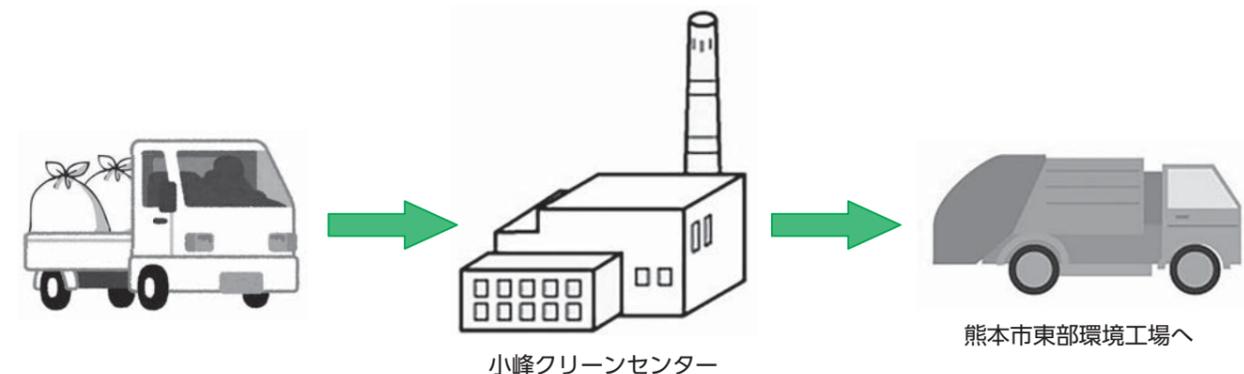
※事業所が排出するごみ(事業系一般廃棄物)の持ち込み手数料も同様に改定します。



② 可燃ごみの焼却処理を熊本市に委託します!

小峰クリーンセンターの老朽化などに伴い、4月1日から可燃ごみの焼却処理を中止し、熊本市東部環境工場へ焼却処理を委託します。

ただし、小峰クリーンセンターへのごみの直接持ち込みは、4月1日以降も受け入れを行いますので、持ち込む際はセンターへ事前にご連絡ください。



家庭ごみや事業所が排出するごみは小峰クリーンセンターへ持ち込みます。

小峰クリーンセンターへ集められた可燃ごみは熊本市東部環境工場へ移送します。

※山都町にお住まいの方や事業所は、**熊本市東部環境工場へ直接ごみを持ち込むことはできません。**

※資源ごみや不燃ごみなどは、これまでどおり小峰クリーンセンターでの処理を行います。

問合せ 環境水道課 ☎ 72-4002
小峰クリーンセンター ☎ 82-3297